

平成27「年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科規程第28号  
応用情報科学研究科副研究科長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、応用情報科学研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）候補者の選考に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 理事長が副研究科長の設置を特に必要と認めた場合は、研究科長は副研究科長の選考を行った上で、理事長が定める日までに副研究科長候補者の推薦を行わなければならない。

(副研究科長候補者の資格)

第3条 副研究科長候補者となることができる者は、応用情報科学研究科に所属する専任の教授とする。

(選考手続)

第4条 研究科長は、第2条の規定により選考を行うときは、あらかじめ応用情報科学研究科教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いた上で行う。

(任期)

第5条 副研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、研究科長の任期の終期を超えることはできない。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補足)

第7条 この規定に定めるもののほか、副研究科長候補者の選考に関して必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規定は、平成28年3月16日から施行する。